

2021年12月27日

愛知県知事 大村 秀章 様

日本共産党愛知県委員会
委員長 岩中 正巳

2022年度（令和4年度）愛知県予算編成に関する要望書

新型コロナウイルス感染症は減少傾向にあるというものの対応等、連日のご尽力に敬意を表します。

さて、新型コロナパンデミックは現代社会の弱点を明るみに出しました。規制緩和と市場原理が優先された結果、大企業の内部留保が積みあがる一方で、非正規労働者が増やされ、格差と貧困が拡大しました。社会保障縮小路線の下で、病床も医師数も削減され、公衆衛生を担う保健所も削減統廃合が進みました。自治体の職員削減、委託と民営化も重なり、県民の生命と健康が脅かされる深刻な状況が生じています。

愛知県では独自の緊急事態宣言にもとづき、休業要請に伴う協力金をはじめ、感染抑止と生活営業支援の施策を設けました。県下の自治体も自宅療養者への支援をはじめ水道料金減免や子育て世代への支援などの独自施策を展開してきました。国の動きを待ってはいられません。いま愛知県には自治体の様々な施策を支援するとともに、更なる施策の実施が求められています。

憲法をないがしろにし、政治の私物化と思いつきのコロナ対策に終始した安倍・菅政権が終わり、岸田政権が誕生しました。岸田政権は、新しい資本主義の実現を唱えながらも実際にはアベノミクスと強権的な政治姿勢を引き継いでいます。国政では新自由主義ときっぱり決別し日本国憲法の理念と価値観に沿った政治の実現が急務です。愛知県政においても、国の悪政の下請け機関から脱皮し、県民の命とくらしを守る防波堤としての県政への転換をはかる時です。

来年度予算編成には、何よりも新型コロナウイルス感染症の拡大を抑え込み、県民の命と健康、生活と営業を守るために愛知県の持てる力を集中すべきです。同時に、コロナ後の社会を以下のような視点から展望し、予算編成に活かすことを求めます。

- 輸出とインバウンド頼みの経済から、家計を温め内需が主役の経済へ。
 - 医療・介護・障害福祉・保育・教育など、生命と健康を支えるケアに手厚い社会へ。
 - ジェンダー平等を基本に据え、男女の賃金格差をただし、働くルールを守り、ディーセントワークの実現、時給1500円に最賃を引き上げ、ハラスメントの根絶へ。
 - 少人数学級の実現と学費無償化で、誰一人取り残さず学びを保障する社会へ。
 - 表現の自由を守りぬき、文化・芸術を大切にする社会へ。
 - 気候危機を開拓し災害に強く、環境問題にも積極的に取り組む社会へ。
 - 戦争する国づくりを許さず、個人の尊厳を守り差別と分断を許さない社会へ。
- 以下、県民の切実な願いを集約した205項目の要望を予算編成に反映させていただくよう要望いたします。

【要望事項の柱】

- (1) 新型コロナ感染症の拡大をくいとめるために県のもつ力を集中する
- (2) 「国保税（料）の大幅引き下げ」「介護保険料と後期高齢者保険料の引き下げ」「特養ホームなど介護施設の大幅増」「福祉医療制度の拡充」など、全国最低水準の福祉から高水準の福祉施策へ転換する
- (3) 「認可保育所の大幅増設」「保育料を大幅に引き下げる」「第3子保育料無料の所得制限の廃止」など、豊かな成長を保障する保育を拡充する
- (4) 少人数学級の拡大など、教育条件の整備・充実をはかる
- (5) 8時間働けば普通に暮らせる社会をつくるため、ブラックな職場をなくし、若者の支援の強化、最低賃金どこでも1500円をめざす
- (6) 障害者権利条約、「基本合意」「骨格提言」にもとづいた障害者施策を実現して障害者（児）の負担を軽減し、生活と権利を守る
- (7) 差別や分断をなくし、誰もが尊厳をもって自分らしく生きられる社会をつくり、性を問わず誰もが生きいき力を発揮できるジェンダー平等社会にする
- (8) 大企業・高度先端産業優先、企業誘致型の産業政策から転換し、中小企業・地場産業、農林漁業を元気にして、雇用と消費を増やし、内発型・循環型で地域経済を活性化する
- (9) 医師・看護師不足を解決し、安心して医療が受けられるように医療体制を充実する
- (10) 暮しやすいように住環境等を整備する
- (11) 南海トラフ巨大地震、津波や巨大台風などの風水害に備える防災・減災対策を強化する
- (12) 再生可能エネルギーに転換し、2050年までにC_N（温室効果ガス排出実質ゼロ）を実現し、気候危機から人々の未来を守る／原発ゼロの宣言を
- (13) コロナ禍のもと、不要不急の最たる事業であるリニア中央新幹線、中部空港第二滑走路など、浪費型の大型事業をやめる
- (14) 文化・芸術へ手厚い支援を行う／スポーツ施策を充実する
- (15) 憲法と地方自治を行政に生かし、国際交流を広げる平和施策をすすめる
- (16) 「コロナ不況」をのりこえて有効な施策が展開できるよう、県の財源を確保する

(1) 新型コロナ感染症の拡大をくいとめるために県のもつ力を集中する

1. 感染者を受け入れる医療機関、病床、スタッフを十分に確保すること。そのためにも公的医療機関の統廃合、病床削減を止めるとともに、民間医療機関への経営支援をさらに強めること。
2. 新型コロナ感染症専門病院に十分なスタッフを確保すると共に、移送手段の確保、医療機関の役割分担と連絡調整などに取り組むこと。
3. 軽症者・無症状者の療養施設を継続的に確保するとともに積極的に活用できる体制を整えること。
4. 臨時の医療施設を感染状況に応じて開設すること。
5. 感染者は入院治療を原則とすること。そのうえで自宅療養者に関する情報を関係自治体と共有し、自宅療養者への支援を強めること。
6. PCR等の検査をいつでも誰でも何度でも無料で実施できるようにすること。
7. 事業所をはじめ医療機関、介護・福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなどで繰り返してPCR検査等を実施できるようにすること。
8. 保健所の体制を強化すること。市町村の要望に基づき、削減した保健所や支所を復活させるとともに保健師等を増員すること。市町村及び各保健センターと情報を共有し、連携を強化して、検査の拡充、疫学調査の徹底、自宅療養者の支援など、感染拡大に対応すること。
9. 緊急小口資金など県民の生活を支えるために、愛知県社会福祉協議会の職員体制を強化すること。緊急小口資金を利用した県民へのフォローアップ体制をそれぞれの社会福祉協議会がとれるよう支援すること。家賃支援制度の積極的活用及び生活保護制度の積極的活用に取り組むこと。
10. 事業所の減収に見合う十分な補償を行うこと。
11. 学校休校や保育園休園にともなう保護者への支援制度をつくること。
12. 学校での感染拡大防止のために分散登校、オンライン授業など柔軟に取り組むとともに少人数学級をすすめること。そのために正規教員の採用を増やし、市町村への財政支援をすすめること。
13. 国保のコロナ特例で導入された減免制度を恒久的な制度にすること。創設された傷病手当は対象を事業主にも拡大しコロナ関連外の疾病も対象とすること。
14. コロナ感染の後遺症と思われる症状について幅広く相談・受診できる体制を整えること。あわせて医療費を支援する制度を設けること。
15. ワクチン接種に伴う副反応とみられる症状については無料で受診できるようにすること。副反応に関する正しい情報を提供すること。
16. 全国民を対象に社会防衛上行われるワクチン接種を推進するためには、予防接種健康被害救済制度を広く国民に周知すること。また、救済認定に当たっては、「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする」審査方針を堅持すること。

(2) 「国保税（料）の大幅引き下げ」「介護保険料と後期高齢者保険料の引き下げ」「特養ホームなど介護施設の大幅増」「福祉医療制度の拡充」など、全国最低水準の福祉から高水準の福祉施策へ転換する

1. 消費税を5%に減税することを国に求めること。
2. 全国知事が提案しているように、1兆円の公費負担を行ない、国保料（税）を大幅に引き下げられるよう国に働きかけること。コロナに伴う国保料（税）の減免措置についての基準を緩和すること。
3. 市町村国保への県の単独補助金復活と2015年度から拡充されている国の保険者支援制度をさらに充実させ、国保料（税）を大幅に引き下げるよう市町村に働きかけること。国保会計の繰越金の実態を把握し、国保税の引き下げに活用すること。
4. 国民健康保険については市町村の自主決定権を尊重し、市町村が一般会計からの法定外繰り入れ、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保険事業等地域の事情に添った事業を行えるようにすること。連続した値上げ計画を市町村に強い原因となっている赤字解消計画の強制を止めること。
5. 介護保険と後期高齢者医療の保険料をそれぞれ引き下げられるよう、財政支援を行うこと。介護保険の基金は全額を保険料の引き下げに充てるよう指導すること。介護保険の保険料及び利用者負担軽減制度を創設するとともに、後期高齢者医療の保険料軽減の特例措置は継続すること。
6. 特別養護老人ホームの定員を抜本的に増やす緊急増設計画をつくること。小規模多機能施設など、施設・居住系サービスを大幅に増やすこと。
7. 介護・福祉労働者の賃金を大幅に引き上げるとともに、1人夜勤など介護施設の労働条件を早期に改善すること。
8. 福祉医療制度の見直し縮小はやめ、各市町村で入・通院とも18才まで医療費の無料を実現できるように、県の子ども医療制度を入通院とともに中学卒業まで拡大すること。
9. 安心して子どもを産み育てられる環境をつくるために、出産前後の妊産婦にたいする健診と医療費助成制度を県として行なうこと。
10. 不妊治療への助成の充実をはかること。
11. 加齢性難聴者の補聴器購入補助制度を設けること。国保や後期高齢者の健診に聴力検査を加えること。
12. 「孤立死」や「介護心中」などを生まない相談体制の充実をはかること。ヤングケアラーなど家族だけに依存するケアから脱却し、家族を社会的に支える体制を整えること。
13. 障害者手当、障害児福祉手当、在宅重度障害者手当を増額すること。
15. 後期高齢者医療の自己負担2倍化の撤回を求めること。
16. 国の生活保護基準引き下げなどの生活保護法改悪に反対し、夏季加算の支給を求める。親族への扶養照会は原則行わないとする国の通知を徹底すること。
17. 公共施設の使用料の減額を行うこと。

(3) 「認可保育所の大幅増設」「保育料を大幅に引き下げる」「第3子保育料無料の所得制限の廃止」など、豊かな成長を保障する保育を拡充する

1. 認可保育所の大幅増設を行うこと。安易な公立保育所の民間移譲や指定管理者制度による民営化などを行わないよう各市町村に対し指導すること。小規模保育や家庭的保育など施設形態の違いによって、保育に格差が生じないようにすること。

2. 国へ補助額の増額を求めるとともに、保育への県補助を思い切って増額し、各市町村の保育料を大幅に引き下げる。また、2013年度から導入した第三子保育料無料化事業の所得制限を廃止し全ての第3子を無料とすること。
3. 学童保育の拡充を行い、待機児童をなくすこと。学童保育料の引き下げをはかること。
4. コロナ感染拡大防止の観点から、保育所、学童保育所の基準を見直し少人数化すること。
5. 給食も保育の一環であることから給食費も無償化とするよう、国に求めるとともに、無償化をすすめる市町村への財政支援を行なうこと。
6. 痛ましい虐待などを防ぐために、児童福祉司、児童心理司、保健師の増員をはかり、児童相談所の体制を充実すること。
7. 子育て世帯のための公的住宅建設や家賃補助を行うこと。
8. 「子どもの貧困」については、実効性のある対策を実施すること。放課後の「子ども食堂」「無料塾」など子どもの居場所確保対策を拡充すること。

(4) 少人数学級の拡大など、教育条件の整備・充実をはかる

1. 小学校・中学校の20人規模の少人数学級を早期に実現し、そのためにも小中校の正規教員を大幅に増員すること。臨時教員の正規化を図るとともに、労働条件を改善すること。
2. 教員の多忙化解消のため、授業の持ち時間数の上限を定めること。外部講師の委託など部活動の負担軽減を行うこと。教員の勤務時間の正確な記録管理を行うこと。
3. いじめや不登校などに対応するスクールカウンセラーの配置を拡充するとともに、「子どもの貧困」に福祉の立場から対応するスクールソーシャルワーカーの全小中学校・高校への配置を計画的に進めること。
4. 就学援助制度の所得基準を生活保護世帯の1.4倍以上の基準にし、必要とする人が利用しやすい制度にすること。
5. 義務教育での学校給食の無償化をはかり、小学校、中学校、高校での教育活動に不可欠な授業料以外の教材費、修学旅行費、部活振興費など学校納付金を無料にするなどして、教育に係る保護者負担を軽減すること。
6. 深刻な特別支援学校のマンモス状態を解消するため、特別支援学校の国の設置基準を踏まえて、早急に増設し、教員を増やすこと。地域に密着した特別支援学校を整備すること。コロナ感染拡大防止の観点からもスクールバスを増車すること。
7. 県内の高校生・大学生に対する給付制奨学金制度と奨学金返還支援制度を創設し、誰もが安心して学べる環境をつくること。また、返済についての相談窓口設置などサポート体制を確立すること。
8. コロナの影響でアルバイトがなくなったり、仕送りが減少して苦しい生活を余儀なくされている大学生・高校生への支援を行うこと。食糧支援活動をサポートすること。
9. オンライン授業を行っている大学・専門学校に対して、対面授業への財政的支援を行うこと。

10. 県立大学、県立芸術大学の授業料を半減すること。入学検定料も減額すること。
11. 高等学校等就学支援金の支給にかかる所得制限を廃止し、全ての生徒の授業料を無償にすること。この制度説明書の外国語（複数）翻訳版を発行し、支援金の需給漏れがないようにすること。
12. 私立高校の学費無償化をめざして、入学納付金補助、経常費補助など私学助成の拡充をはかること。
13. 全ての県立高校の空調については、特別教室・体育館等も公費により設置・運用すること。
14. 定時制高校の廃止を中止すること。
15. 学校の教室及び体育館、グラウンドへの暑さ指数計の設置を進めるとともに、熱中症事故防止対策のマニュアルを実態に合ったものに改訂すること。
16. 避難所にもなる小中学校の体育館や特別教室へのエアコン設置をすすめること。
17. コロナ感染拡大により休校する事態に備えてのオンライン化に対応できるよう、各家庭での端末の確保・通信環境の確保、学校へのＩＣＴ支援員の配置などを公費負担で進めること。ＩＣＴは必要に応じて使うようにすること。
18. 学校のトイレに生理用品を配置するなど、「生理の貧困」への対応を強めること。
19. ジェンダー平等の理念に沿って、ブレザーの採用など制服の選択肢を広げること。
20. 児童生徒の人権を侵害するような校則は見直すこと。児童生徒が校則の見直しに主体的に取り組めるよう援助すること。

(5) 8時間働けば普通に暮らせる社会をつくるため、ブラック※な職場をなくし、若者の支援の強化、最低賃金どこでも1500円をめざす

1. 違法行為やパワハラをすすめる「ブラック企業」の情報を公開して、労働条件等の是正をすすめる「ブラック企業規制条例」（仮称）を策定すること。
2. 就職案内に正確な労働条件、過去の労働違反の経歴、離職率の状況を示すこと。
3. 「ブラック職場」、「ブラックバイト」の解消をめざし、働くものの権利や法的知識の若者への普及、相談窓口やサポートセンターの拡充を行うこと。「働くルールのリーフレット」をさらに拡充すること。
4. ILO条約を批准できる水準の、ハラスメントの禁止を法整備の中で明確に行なうよう国に求めること。県として、被害の救済、防止対策を強化すること。
5. 首切りや賃金の不払い、法律違反の駆け込み寺として、労働相談情報センターを設置し、強化すること。
6. 県内の財界・大企業に対して、内部留保を活用して、正規雇用の拡大、賃金引上げを強力に働きかけること。
7. 新型コロナ感染拡大で解雇に追い込まれた多くの人は不安定雇用労働者であり、収入や住居の確保が不安定なため、将来に見通しが持てない。正規雇用が当たり前となるよう県として企業に働きかけるとともに、雇用は正規雇用が基本となるよう、国に働きかけること。
8. 最低賃金を時給1500円以上に引き上げ、賃上げする中小企業への助成を行い、中

- 小企業の労働条件改善を促進するため、大企業や銀行、資産家が拠出する「中小企業労働条件改善基金」（仮称）を創設すること。また、県の会計年度任用職員等非正規職員の時給をただちに1500円以上にすること。
9. 公契約条例の内容を充実し、「官製ワーキングプア」を一掃するなど公務に係る労働者の労働条件を大幅に改善すること。
 10. 教員や保育士、消防職員、救急隊員など教育・保育・福祉・医療・防災など公的な分野で職員を増やし、新たな雇用を創出すること。県や自治体での長時間労働をなくすこと。また、過酷な長時間労働の是正や賃金の引き上げを国に働きかけること。
 11. ハローワークの地方移管・民営化に反対すること。
 12. 県として学生の就職支援の相談窓口を拡充し、就活、転職、再スタートのため、無料の公共職業訓練と就職先開拓、あっせん、カウンセリングをセットで行い、就職先が決まるまでていねいな支援を行うなど、若者の就労支援の取り組みを強めること。
 13. 県内で、コロナ禍で生活困窮に陥った学生を支援しようと、学生向けの食料や物資の支援「フードバンク」が行われています。行政の責任で、食料支援に取り組む団体への支援を行うこと。
 14. 若者への家賃補助などの支援を行うこと。
 15. 就職氷河期世代への就労支援をさらに強化するとともに、県としても積極的に採用すること。
 16. 就職、採用活動について内定取り消し、囲い込み、就活セクハラやパワハラの防止など、企業の社会的責任を啓発すること。
 17. 就活セクハラやパワハラに対し、相談窓口の開設や救済機関の創設など、就活でのハラスメントに関する対策を抜本的に強化すること。
 18. 労働法規や社会保険の基礎知識を、学校教育に位置付けること。
- ※「ブラック」という言葉は黒人差別を表す言葉としても使われているが、悪いことの象徴として「ブラック企業」など「ブラック」という言葉が日常的に使われているため、ここでは「ブラック」とした。
- (6) 障害者権利条約、「基本合意」「骨格提言」にもとづいた障害者施策を実現して障害者（児）の負担を軽減し、生活と権利を守る
1. 必要な支援を受けながら障害者がのぞむ場でくらせるよう、入所施設を含む基盤整備をすすめること。
 2. 必要なときに身近な地域で、療育を受けられるよう、通所施設の整備を行うこと。
 3. 保護者の子育てやレスパイトを保障するため、障害児のショートステイやホームヘルプに対応できる施設・事業所を増やすこと。
 4. 障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にすること。
 5. 障害者雇用の法定雇用率の厳守を企業に働きかけるとともに中小企業への補助制度を創設・拡充すること。県職員の障害者雇用率を高めること。
 6. 65歳以上の障害者について機械的に「介護保険を優先」することなく、必要な障

害者福祉サービスを打ち切らないこと。

7. 身体障害者手帳の交付が適切に受けられるよう、国の基準に基づく医師の適切な診断の徹底や診療報酬の改定、医師不足の解消など、必要な措置を講ずること。
8. 交通や建物などのバリアフリー化をすすめること。交差点での音響信号装置、エスコートゾーンの拡充をはかること。
9. タクシー利用補助制度を新設すること。精神障害者の交通運賃割引制度を拡充すること。

(7) 差別や分断をなくし、誰もが尊厳をもって自分らしく生きられる社会をつくり、性を問わず誰もが生きいき力を発揮できるジェンダー平等社会にする

1. 憲法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、県男女共同参画推進条例などに基づき、職場、地域、学校、家庭など、あらゆる場でジェンダー平等を推進すること。
2. 妊娠・出産、育児休業利用に関する嫌がらせなどのハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられたことを踏まえて、こうした規定を守るように、企業に働きかけること。
3. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど□権侵害であることを周知徹底し、根絶に向けた取り組みを強化すること。
4. 県の各種審議機関委員（女性の割合 33.9%）、管理職（同 12.0%）、あらゆる政策決定、意思決定の場に男女同数を目指し、女性の割合を引き上げていくこと。
5. DV、性犯罪、ストーカーなどの被害防止に努めるとともに被害者への支援・相談体制を充実、強化すること。そのために、性暴力被害者支援のワンストップ支援センターを東三河などに増設すること。
6. 「一人で悩んでいませんか？」と題した相談窓口やワンストップ支援センターの案内を書いたカードを増刷し、助けを求められる場所があることを周知していく取り組みを継続・強化すること。
7. 生理用品の無償配布（学校や公共施設への設置など）をはじめ、「生理の貧困」をなくす総合対策を実施すること。
8. 国際的な到達点を踏まえた性教育を発達段階に応じて学校教育に取り入れていくこと。
9. 居場所がなく街をさまよい、性被害の危険にさらされている若年女性等に対し、必要に応じてアウトリーチや居場所づくりから中長期的な支援までつなげていく仕組みを、民間団体とも知恵を出し合い、構築していくこと。
10. 男女平等と女性の地位向上のため県政が積極的役割を果たすこと。職場での男女差別に対する企業責任を明確化し、県条例に罰則規定を設けること。
11. 愛知県における男女の賃金格差の実態を把握し、公表すること。同一価値労働同一賃金を原則とすることを国に求めること。
12. LGBT、SOGI など性的マイノリティの人権を擁護し、当事者の意見を聞きながら文化や嗜好、価値観の多様性への理解を促進し、施策にいかすこと。
13. 同性パートナーシップ制度を創設すること。県営住宅の入居等で県としての対応

を進めること。

14. 性的マイノリティの人権保障のため、各種申請用紙等の改善、相談窓口の設置、パートナーシップ制度・条例の実現など取り組むための体制をつくること。
15. 所得税法 56 条を廃止して、妻など家族従業者の働き分を正当に評価し、必要経費と認められるよう国に求めること。
16. 女性差別撤廃条約の選択議定書を批准するよう、国に強く働きかけること。
17. 選択的夫婦別姓制度の導入を国に求めること。

(8) 大企業・高度先端産業優先、企業誘致型の産業政策から転換し、中小企業・地場産業、農林漁業を元気にして、雇用と消費を増やし、内発型・循環型で地域経済を活性化する

1. 大企業優先、企業誘致型の規制緩和をすすめる「国家戦略特区」「総合特区」と決別し、次世代成長分野や先端産業等への誘致補助金を抜本的に見直して、県の中 小企業・小規模事業対策予算を倍増すること。
2. 一部の高度先端産業のみを対象とするスタートアップ支援や「ステーションA i」の建設を見直し、すべての中小企業・小規模事業者、地場産業を支援する産業政策に転換すること。
3. 現在行っている中小・小規模企業訪問ヒアリング調査の対象を抜本的に増やして行い、中小企業・小規模事業者の実態・要望を反映した施策を進めること。
4. 「特区」区域等における不動産取得税の免除制度を廃止すること。
5. 環境への配慮と住民の合意に基づいた再生可能エネルギー活用を県下に広め、再生可能エネルギーを活用した産業に地元企業や市民が積極的に参加できる仕組みや公的支援を行い、雇用を増やし、街づくりをすすめること。
6. 住宅リフォーム助成制度を創設すること。商店版リフォーム助成やグループ補助金、創業応援資金など中小企業・小規模事業者向けの補助金制度を実施すること。県営住宅新設・立替えを緊急に行うなど生活密着型の公共事業を推進し、地域経済を活性化すること。
7. 工場賃貸料、水道光熱費（特に工業用電力料金）リース代など、下請製造業の固定費補助制度をつくること。
8. 納税は市町村で丁寧な納税相談に応じ、納税者の状況をふまえた納税事務を行うこと。
9. 県独自で農民、林業従事者、漁民への価格保障、所得補償制度を創設、充実すること。
10. 豚熱（豚コレラ）被害農家の救済・養豚再開への支援を引き続き行うこと。
11. 都市農業や中山間地産業支援を強化すること。鳥獣被害対策を強化すること。
12. 地域の再投資を促す、信用金庫、信用組合など地域金融機関や協同組合金融のいっそうの活性化を支援すること。そのために、中小企業団体、市民団体、有識者などから構成する「地域金融活性化委員会」（仮称）を県に設置すること。
13. 各自治体の「地域創生事業」が、真に地域の活性化と均等の発展に寄与するよう支援するとともに、その「成果」を加味する地方交付税の配分に反対すること。
14. 国連「家族農業の 10 年」を踏まえ、家族経営を中心とした農業への抜本的支援を

行うこと。

15. 農業生産の基礎である種子を守るため、種子法・種苗法の復活を国に強く働きかけること。

(9) 医師・看護師不足を解決し、安心して医療が受けられるように医療体制を充実する

1. 「医療から介護、入院・施設から地域・在宅」に変える愛知県地域保健医療計画の強引な押し付けを行わないこと。地域医療の充実に反する愛知県地域保健医療計画の見直しを行うこと。
2. 医師確保を図り、県内の公立病院を充実させること。精神医療や障害児・者医療を充実させること。
3. 東三河北部などの中山間地や離島などのへき地医療については県が責任をもって対応すること。
4. 小児科・産婦人科の充実をはかり、救急車や救急隊員を増やし救急体制を強化すること。
5. 県として看護師確保計画を作成し、公立の看護専門学校の増設、定員増などを行い、人口比で全国的に少ない看護師不足の打開をはかること。
6. 保健師を増員し、保健所機能を強化して、予防医療の充実をはかること。地域住民の公衆衛生を充実するために、保健所の増設と職員の増員を進めること。
7. 検診への支援を行い、必要なワクチン接種の無料化を支援すること。
8. 県として、生活難で医療費の支払いが困難な人に対し、社会福祉法に基づく無料低額診療事業を実施、推進すること。
9. 病院で、「他に空いていない」との理由で差額ベッドをすすめられた際に、差額ベッド代を支払わなくてもよいとの厚生労働省通知の趣旨を病院に徹底すること。
10. 県の看護修学資金の貸付制度を復活するとともに、運用を拡充すること。

(10) 暮しやすいように住環境等を整備する

1. 名古屋駅一極集中の都市改造事業は中止し、それぞれの地域の実情に応じた基盤整備を行うこと。
2. 老朽化が激しく、いきいきとした住環境になっていない県営住宅の建て替え事業や長寿命化事業を緊急に進めること。県営住宅に収入が少ない若い世代の入居をすすめること。ベランダ修繕などを一気に実施できるように、県営住宅修繕費を倍加すること。
3. 民法改正に伴う賃貸住宅標準契約書の改定に基づき、県営住宅の修繕についても「畳表の取り換え、障子紙、ふすま紙の張り替え、給水栓、排水栓、LED照明の取り換え」を県として行うこと。また、玄関ドアの塗装塗替えなど公費による修繕区分を増やすこと。
4. 車がなくても暮らせるように市町村が運営するコミュニティーバス等を県が支援し、住民の暮らしの足を充実すること。移動販売への支援など「買い物難民」をなくす施策をすすめること。自治体が取り組む高齢者福祉タクシーについても支援すること。

5. 施設、歩道、公共交通などのバリアフリー化を早急に実現すること。また、鉄道駅のホームドア設置を促進すること。
6. 土砂崩れや暗いトンネルなど危険個所を改善し、生活道路の安全対策、環境整備を強化すること。
7. 危険な鉄道踏み切りの改良は、国や鉄道事業者任せにせず県が率先して推進すること。
8. 空き交番等を解消し、地域の安全を強めること。
9. 買い物弱者支援と商店街振興を同時にすすめる取り組みを支援し強化すること。
10. 食の安全をはかるために、食品検査員の配置などチェック体制を強化すること。
11. 消費生活相談センターの拡充、担い手の増員など消費者生活相談の体制を強化すること。
12. 市町村が県に支払う県営水道料金の内、「基本料金」を大きく引下げ、県営水道の料金を引き下げる。

(11) 南海トラフ巨大地震、津波や巨大台風などの風水害に備える防災・減災対策を強化する

1. 風水害の防止策を強化すること。木曽川・庄内川・矢作川・豊川など国管理河川の整備計画の見直しと堤防整備率の早期達成を国に求めること。合わせて、新川、柳生川など県管理河川の改修を緊急に行うこと。
2. 指定した津波災害警戒区域では津波避難施設の整備、事前及び広域的な避難訓練の実施、堤防・水門・護岸の耐震性強化などを早急にすすめること。
3. ゼロメートル地帯では地震・津波対策に加え、高潮・浸水対策の具体化を急ぐこと。市町村間の調整をはかり事前の広域避難についても具体化すること。
4. 中小河川の堤防のかさ上げや耐震化を促進するとともに水位計や監視カメラを増設すること。バックウォーター現象や内水氾濫につながる危険個所を調査し、必要な対策をとること。
5. 土砂災害危険地域では警戒区域等の指定を急ぎ、土砂崩れ対策、砂防堰堤の整備、ため池対策などを促進すること。熱海の土石流被害を踏まえ、建設残土など盛土への規制を条例化も含めて強化すること。大規模盛土造成地への対策を具体化すること。
6. 石油コンビナートや臨海工業地帯では消防力の広域的確保に加え、護岸の側方流动対策や地盤の液状化対策などを立地企業とともに具体化すること。
7. ライフラインの確保に事業者と共に取り組むこと。停電被害の防止と早期復旧のために電気事業者と連携し必要な対策を立てること。水道事業の公共性を堅持し、老朽管の計画的な更新をはじめ、断水の予防と復旧への備えを強めること。
8. 住宅の耐震化、家具の固定化、ブロック塀の撤去などの耐震対策を粘り強く進めること。
9. ブルーシートなど必要な災害対策物資の備蓄をすすめること。
10. 災害関連死をなくすことを目標に、避難所においてTKB（T=清潔なトイレ、K=キッチン・温かい食事の提供、B=床面より高いベッド）の確保など、人間らしい生活が守られる水準の整備と運営の基準を設け、市町村を支援すること。避難所運

當には必ず女性の参画をはかること。

11. 福祉避難所を増設すること。福祉避難所になる施設に対して、人の配置や設備備品、備蓄物資の確保など必要な支援を行うこと。避難所における福祉スペースの確保とバリアフリー化の進捗状況をつかみ促進すること。
12. 災害時ケアプランの作成を支援し、避難に支援が必要な一人ひとりに合うオーダーメイドの個別避難計画をつくるよう市町村を支援すること。
13. 仮設住宅は、プレハブを前提とせず、県産材を活用した木造仮設住宅の建設をすすめること。みなし仮設住宅を確保するために関連業界とも必要な協定を結び、被災者に速やかに提供できるようにすること。
14. 半壊や一部損壊住宅、床上浸水住宅など被害を受けたすべての世帯をカバーする被災者住宅再建支援制度を独自に設けること。
15. 災害避難時の感染防止対策を整備すること。
 - ①新型コロナウイルス感染防止ガイドラインにもとづき避難所における感染防止対策を市町村と共にすすめること。身体的距離の確保の基準として避難所運営マニュアルは一人当たりスペースを 4 m^2 を基準にし、避難所ごとの定員、および必要な避難所数を自治体ごとに明らかにし、整備促進を支援すること。
 - ②分散避難に必要な多様な形態の避難所として、県有施設の提供をはじめ、学校内の教室の活用、旅館やホテル、企業の会議室、私立を含む大学や高校等の活用をすすめること。
 - ③車中泊避難者のためにトイレや炊事施設などを備えた駐車場を大規模公園などに整備すること。
 - ④分散避難、縁故自宅避難者の情報を把握し必要な支援物資を届ける体制を構築すること。
 - ⑤避難所などでの感染予防などに取り組む「感染制御支援チーム」を保健所を中心に関係機関との共同で編成すること。

(12) 再生可能エネルギーに転換し、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現し、気候危機から人々の未来を守る／原発ゼロの宣言を

1. 東京都・京都市・横浜市を始めとする 492 の自治体（40 都道府県、295 市、14 特別行政区、119 町、24 村）が、「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明している（2021 年 11 月 30 日時点）。愛知県も、「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明し、「気候非常事態宣言を」発し、気候危機打開への取り組みの具体化・強化を行うこと。
2. 温暖化防止の世界的枠組みである「パリ協定」を実効あるものとするよう国に働きかけるとともに、県政にも生かすこと。石炭火力をなくすため、地球温暖化を加速する石炭火力計画の中止を求めるとともに、温室効果ガス削減目標の引き上げを国に求めること。県の温室効果ガス削減目標は国の目標を大幅に上回り、少なくとも 2010 年比 50% 以上の削減を掲げること。
3. 太陽光、地熱、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーを「地域固有の資源」と認識し、地域経済や雇用にも大きく寄与する媒体として、積極的にその利用を推進すること。

4. 県民の命と安全、財産を守るため、原発の再稼働中止・原発ゼロを目指すよう国に働きかけること。とくに、震源域にある浜岡原発については、廃炉とするよう中部電力に働きかけること。福井の原発群の廃炉を関西電力に求めること。
5. 自治体のイニシアチブも發揮して、住民の合意と協力、地域の力に依拠し、利益が地域に還元され、環境破壊を起こさない再生可能エネルギーの利用を進めること。
6. 住宅の太陽光パネル設置の初期費用ゼロに向けて、県補助額の増額と無利子の融資制度をつくること。
7. 二酸化炭素排出削減に有効な企業等の設備投資に対する助成制度を設けること。
8. 県有施設の電力は100%再生可能エネルギーでまかなうこと。
9. 二酸化炭素を吸収する里山と森林の保全をすすめること。
10. 自治体の地球温暖化対策の策定に対して専門的な情報提供など必要な支援を強め、全自治体が区域計画を持つよう指導すること。
11. 大規模な太陽光パネルや風力発電、バイオマス産業など、再生可能エネルギーの推進をかけた乱開発を防ぐために環境への影響を考慮した規制・防止を強化すること。
12. 里山、汐川干潟、六条潟の保全、きれいで魚が豊かに育つ伊勢湾・三河湾をとりもどすために、貧酸素水塊の解消など水質改善・再生をすすめ、都市の緑地化をすすめるなど愛知の自然環境を守ること。
13. 実効ある自動車排ガス対策をとって、大気汚染の改善を進める。PM2.5の削減のために発生源別に具体的な対策を進めること。

(13) コロナ禍のもと、不要不急の最たる事業であるリニア中央新幹線、中部空港第二滑走路など、浪費型の大型事業をやめる

1. 東京一極集中をさらに強め、新幹線の4倍もの電力を消費し、地下水位低下をはじめとした環境破壊・生態系への悪影響、健康被害、コロナ後の需要縮小、採算割れ確実、陥没など地上への影響などが指摘されているリニア中央新幹線は中止を求める。大深度地下での陥落事故、トンネル工事での人身事故の発生も踏まえ事業の抜本的な見直しをはかること。
2. 発生残土が集中する場所での運搬車両が通行する沿線の環境評価や残土の含有物質の調査などをきちんと行わせること。予期せぬ地盤の陥没や不同沈下に対処できるようJR東海に工事前の物件調査を求める。
3. 中部国際空港の第二滑走路計画など無駄で自然環境を破壊する大型事業は中止すること。第二滑走路計画の前提となる中部国際空港沖公有水面埋立の承認を取り消すこと。
4. 設楽ダム建設は、治水・利水などが構想時の状況とは大きく異なり、正当な計画ではないので、中止すること。
5. 西知多道路など高規格道路は、生活重視、環境保全の面から中止を含め抜本的に見直すこと。
6. 名古屋港の不必要的バルク型港湾計画を抜本的に見直すこと。
7. カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致を行わないこと。そのベースとなる

- 「MICE を核とした国際観光都市」の実現を目指す取り組みを中止すること。
8. 究極の規制緩和を進め一部大企業や先端産業のみの利益につながる、あいち・とこなめスーパーシティ構想は中止すること。
 9. ジブリパークの整備（建設）はいったん中止し、県民への情報提供を進めて県民による慎重な検討を進めること。

(14) 文化・芸術へ手厚い支援を行う／スポーツ施策を充実する

1. 文化・芸術を大切にする愛知県政をつくること。そのために、文化・芸術に関する予算を思い切って増額すること。
2. 文化・芸術を守り・継承、発展させるために、支援を行うこと。
3. 県の施設等での文化芸術等の展示については、不当な圧力に屈すことなく憲法21条に基づく表現の自由が守られるようにすること。
4. スポーツを県民の権利として位置づけ、スポーツ予算を抜本的に増やすこと。スポーツ団体への支援を拡充すること。
5. 図書館など文化・スポーツ施設の統廃合は見直しをはかること。県の施設を低料金で県民の声を生かした使いやすいものにすること。
6. 第20回アジア競技大会は、県民が心から歓迎できるよう、県民への丁寧な説明や意見の聴取、簡素で身近なスポーツ振興、世界の平和友好に役立つ大会にすること。また、大会開催を大規模事業の推進の口実にしないこと。跡地利用についても、福祉の向上に役立つよう地元住民とも相談して対応すること。
7. 県体育館の新設については、地域住民への充分な説明をはじめ情報公開を徹底し、県民合意を基本にして、県民が利用しやすい施設となるように県民の意見を積極的に取り入れるとともに必要最低限の予算で建設すること。
8. 県スポーツ会館の閉館に伴う代替施設を緊急に整備すること。
9. 障害者スポーツの発展をめざすよう支援すること。

(15) 憲法と地方自治を行政に生かし、国際交流を広げる平和施策をすすめる

1. 政府に対し、憲法違反の戦争法（安保法制）の廃止、集団的自衛権容認の閣議決定の撤回を求める。専守防衛を逸脱し、周辺国の軍拡競争を促す「敵基地攻撃能力の保有」に強く反対すること。
2. ヒロシマ・ナガサキの被爆者が国際社会に訴える「核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）」に知事は率先して応じること。また、今年1月に発効した核兵器禁止条約を批准するよう国に働きかけること。
3. 憲法9条を基本にすえ、県民の財産である港湾や空港の平和利用を追求すること。県営名古屋空港を県民のための空港として充実させること。
4. 自衛隊の基地機能強化反対・基地撤去や、海外派兵、MV22オスプレイの配備中止を求める。小牧基地の米軍機F35広域整備拠点の指定に反対すること。航空宇宙産業が、軍事産業支援や軍事転用につながらないようにすること。
5. 自衛隊の市街地訓練や中学校の体験入隊の中止を求める。
6. 政府が進めようとする「スマート自治体」や「圏域マネジメント」などに反対するとともに、市町村の自主性が發揮されるよう積極的に援助すること。

7. 住民の意向を無視した合併後の学校、保育園、児童館などの公共施設の統廃合を止めさせること。
8. ヘイトスピーチ、LGBT 差別など、民主主義と人権を破壊する行為をなくすために、積極的施策をすすめること。
9. 利益確保のために財界が求める道州制とこれにつながる中京都構想はやめること。
10. 住民との対話・懇談会を各地域で行い、県民の生の声を県政に生かすとともに、財界や大企業には社会的責任（CSR）を積極的に果たさせること。
11. 「広域連携」を口実にした消防リストラなど自治体リストラをやめ、住民の福祉に直結する職員を増やすこと。
12. 土地利用規制法の施行・運用を中止し、法律の廃止を国に求めること。

(16) 「コロナ不況」をのりこえて有効な施策が展開できるよう、県の財源を確保する

1. 地方交付税の総額の大幅な増額を国に強く求めること。
2. 富裕層や大企業に適用されているさまざまな優遇税制（不公平税制）をあらため、「能力に応じた負担」の原則に基づく累進課税を国に求め、財源を確保すること。
3. 高額な株式や不動産などの資産を保有する富裕層に対して、毎年課税する仕組みの新しい資産課税として「富裕税」創設を国に求めること。
4. ステーションA i やジブリパークなど、不要不急の事業への支出は中止すること。
5. 法人事業税・県民税の現行 3%の超過課税は、他の実施都府県のように 5%に引き上げること。